

第三号議案

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「職務の級が二級以上」を「給料表の級等が次の表の上欄に掲げる級等に」、「次の表の」を「当該」に、「当該」を「同表の」に改め、同項の表の1の項中「五級五十七号給」を「五級五十三号給」に、「四級六十九号給」を「四級六十五号給」に、「三級七十三号給」を「三級六十九号給」に改め、同表の2の項中「二級」を「一級六十一号給」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

幅広い職員が対象となる給与改善策として、期末手当及び勤勉手当に係る加算基準号給を見直したいので提案する。

○技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行												
<p>第一条～第六条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第七条 期末手当基礎額は、六月一日及び十二月一日（次項及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び次条において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、再任用職員以外の職員で基準日現在において給料表の級等が次の表の上欄に掲げる級等であるものについては、同項に規定する合計額に給料月額に当該上欄に掲げる給料表の級等の区分に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし、再任用職員については、同項に規定する合計額に給料月額に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。</p>		<p>第一条～第六条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第七条 期末手当基礎額は、六月一日及び十二月一日（次項及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）現在（退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び次条において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、再任用職員以外の職員で基準日現在において職務の級が二級以上であるものについては、同項に規定する合計額に給料月額に次の表の上欄に掲げる給料表の級等の区分に応じて当該下欄に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とし、再任用職員については、同項に規定する合計額に給料月額に百分の五を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額とする。</p>												
<p>第八条～第十条（略）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表の級等の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 五級（五級五十三号給以上の号給に限る。） 四級（四級六十五号給以上の号給に限る。） 三級（三級六十九号給以上の号給に限る。）</td> <td>百分の十</td> </tr> <tr> <td>2 一級六十一号給以上（1の号給を除く。）</td> <td>百分の五</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の級等の区分	割合	1 五級（五級五十三号給以上の号給に限る。） 四級（四級六十五号給以上の号給に限る。） 三級（三級六十九号給以上の号給に限る。）	百分の十	2 一級六十一号給以上（1の号給を除く。）	百分の五	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給料表の級等の区分</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 五級（五級五十七号給以上の号給に限る。） 四級（四級六十九号給以上の号給に限る。） 三級（三級七十三号給以上の号給に限る。）</td> <td>百分の十</td> </tr> <tr> <td>2 二級 以上（1の号給を除く。）</td> <td>百分の五</td> </tr> </tbody> </table>	給料表の級等の区分	割合	1 五級（五級五十七号給以上の号給に限る。） 四級（四級六十九号給以上の号給に限る。） 三級（三級七十三号給以上の号給に限る。）	百分の十	2 二級 以上（1の号給を除く。）	百分の五
給料表の級等の区分	割合													
1 五級（五級五十三号給以上の号給に限る。） 四級（四級六十五号給以上の号給に限る。） 三級（三級六十九号給以上の号給に限る。）	百分の十													
2 一級六十一号給以上（1の号給を除く。）	百分の五													
給料表の級等の区分	割合													
1 五級（五級五十七号給以上の号給に限る。） 四級（四級六十九号給以上の号給に限る。） 三級（三級七十三号給以上の号給に限る。）	百分の十													
2 二級 以上（1の号給を除く。）	百分の五													

## 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

期末・勤勉手当の職務段階別加算については、標準到達年数（年齢）を設定し、それに対応する号給を基準号給として定めており、10%加算は47歳、5%加算は29歳に対応する号給を基準号給としている。

令和2年4月1日から、幅広い職員が対象となる給与改善策として、当該基準号給の改正を行うもの

### 2 改正内容

期末・勤勉手当の職務段階別加算の10%及び5%加算への標準到達年数を1年前倒しするため、基準号給を現行より4号給引き下げる。

加算割合	現 行	→	改正後
100分の10	5級 <u>57号給</u> 以上の号給		5級 <u>53号給</u> 以上の号給
	4級 <u>69号給</u> 以上の号給		4級 <u>65号給</u> 以上の号給
	3級 <u>73号給</u> 以上の号給		3級 <u>69号給</u> 以上の号給
100分の5	職務の級が2級以上の号給（上記の号給を除く。）		1級 <u>61号給</u> 以上の号給（上記の号給を除く。）

### 3 施行期日

令和2年4月1日

※ 知事部局所管の「技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和32年大分県規則第71号）」と同様の改正である。